

全ての教員が協力して展開する高等学校道德教育に関する一考察

—生徒指導に注目して—

A Study on Moral Education in High Schools with the Cooperation of All Teachers Focusing on Student Guidance

田澤 和 康

Kazuyasu TAZAWA

大湊高等学校

Ominato High School

要 旨

高等学校における道德教育の一層の充実に資するため、かつて筆者は2013年、本県の県立高等学校における道德教育の現状を調査した。これにより、道德教育の全体計画により効果的な道德教育が行われているとは言えないことなどの課題が明らかとなり、課題に対しての試案を提言としてまとめた。この論考を今回、『学習指導要領』の改訂などの近年の動向や『生徒指導提要(改訂版)』によりながら再検討した。2013年に筆者の指摘した課題は現在もまだ学校現場で見られる中、全ての教員が協力して展開する高等学校道德教育に向けて、試案を実践につなげる方策を示すとともに、スクール・ポリシーを視野に入れた道德教育の全体計画の作成、総合的な探究の時間における道德教育といった点も提示した。そして、生徒指導の側から高等学校道德教育の中核的な場面である公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動にアプローチすることで、道德教育のよりよい展開に向けて全ての教員の道德教育実践に対する意識が高まるとした。

キーワード：高等学校道德教育、公共、道德教育の全体計画、生徒指導

1 はじめに

筆者は2013年に、「本県の県立高等学校における道德教育の現状と課題—公民科とホームルーム活動を中心に—」という論文(田澤 2013:以下、「2013年筆者論文」という。)を、『青森県総合学校教育センター研究紀要』で発表した。これは、青少年の意識の変化に対応し、高等学校における道德教育の一層の充実が求められている中、青森県の県立高等学校における道德教育の現状を調査し、課題を明らかにしたものであった。調査に当たっては、県立高等学校の地理歴史科・公民科教員へのアンケートを行うとともに、各校から提出された道德教育の全体計画を検討した。

この2013年筆者論文発表時点では、『高等学校学習指導要領』は平成21年告示(以下『旧学習指導要領』という。)のものであった。この『旧学習指導要領』

では、それより前の平成11年告示『高等学校学習指導要領』から引き続いて「学校における道德教育は、…人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図る」(文部科学省 2009 15頁)という高等学校道德教育の基本線が示された。そして、道德教育の充実のために高等学校における道德教育の全体計画の作成を新たに規定した。また道德教育は、従来から人間としての在り方生き方に関する教育を行うことにより充実を図るとされてきたが、その公民科の「現代社会」では、人間としての在り方生き方について考察させる内容を科目のまとめに位置付け、人間としての在り方生き方に関する教育の更なる充実を図った。同様に、特別活動において、「ホームルーム活動」の内容を18の項目で新たに規定し、このうち、15の項目が人間としての

在り方生き方に関する指導に密接に関連しているとして、特別活動が人間としての在り方生き方に関する教育について中核的な指導の場面であるという位置付けを、一層増した。こうしたことを踏まえて2013年筆者論文は、タイトルのとおり公民科と「ホームルーム活動」を中心に青森県の県立高等学校における道德教育の現状と課題を確認した。

2013年筆者論文の5年後、現行の平成30年告示『高等学校学習指導要領』（以下「『現学習指導要領』」という。）となった。この中で、「学校における道德教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図る」（文部科学省 2018 19頁）という、『旧学習指導要領』と同様の基本線が踏襲された。また、『旧学習指導要領』の「現代社会」が『現学習指導要領』で「公共」になったことから『現学習指導要領』では、「公民科の『公共』及び『倫理』並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面である」（同上 31頁）とし「現代社会」に代わる公民科の「公共」と「倫理」、特別活動が高等学校道德教育の中核的な指導の場面であることを『旧学習指導要領』から引き継いだ。そして、「各学校においては、…道德教育の目標を踏まえ、道德教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道德教育の推進を主に担当する教師（「道德教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道德教育を展開すること。」（同上 31頁）として、道德教育の全体計画の作成に加えて道德教育推進教師についても規定し、より一層の道德教育充実を図った。

こうした『高等学校学習指導要領』の変遷を踏まえたとき、「公民科の『公共』及び『倫理』並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面である」にしても、「全教師が協力して道德教育を展開する」ために、全体計画に基づいて学校のあらゆる教育活動で道德教育を行うという視点が、道德教育の充実のためにはやはり強調されなければならないだろう。つまり公民科の教員の道德教育に取り組む意識を高めることもさることながら、全ての教員が道德教育に取り組む意識を高める必要が、高等学校の道德教育充実にはやはり欠かせない、ということである。

2013年筆者論文は、各校から提出された道德教育の全体計画は検討したものの、アンケート調査の対象を県立高等学校の地理歴史科・公民科教員としていたことで、どうしても地理歴史科・公民科教員の道德教育への取組ということにスポットがあたるものとなっ

た。しかし繰り返すが、道德教育の充実のためには、地理歴史科・公民科の教員はもちろん、全ての教員が道德教育に取り組む意識を高める必要があり、その点を深く論じていない2013年筆者論文は、現在読み返してみると今一步のものであると言わざるを得ない。

それでは、高等学校における道德教育の充実を目指して全ての教員が道德教育に取り組む意識を高めていくためには、どのような方策を考えるべきなのか。その方策として、2013年筆者論文で示した試案を具体的な実践につなげる仕組みや、2013年筆者論文で指摘しなかったスクール・ポリシーを視野に入れた道德教育の全体計画の作成、総合的な探究の時間における道德教育について、新たに本稿で提示する。さらに筆者は、高等学校の教育活動の中で道德教育と密接に関わり、教科・科目などの分け隔てなく全ての教員が取り組むことになる、生徒指導に注目する。高等学校における道德教育、すなわち人間としての在り方生き方に関する指導の中核的な場面である公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動と、生徒指導とを連携させることで、全ての教員が道德教育に携わるとともに、全ての教員が道德教育に取り組む意識が高まることにつながるのではないかと。

上記の仮説を、『学習指導要領』の改訂などの近年の動向や2022年に改訂された『生徒指導提要』（以下「『現生徒指導提要』」という。）によりながら確認していくのが本稿の目的となるが、その前に、2013年筆者論文を紹介し、その上で全ての教員が道德教育に携わり、道德教育に取り組む意識が高まる方向性を探してみたい。

2 2013年筆者論文について

(1) 論文での青森県の県立高等学校における道德教育に関する仮説

前述のとおり、2013年筆者論文当時は『旧学習指導要領』のもとにあり、道德教育の全体計画の作成ならびに特別活動における人間としての在り方生き方に関する学習の充実は、『旧学習指導要領』の総則の一部と総合的な学習の時間及び特別活動が先行して実施されたことから、2010年4月より各校でなされていた。

また、公民科の「現代社会」については、『旧学習指導要領』が2013年4月の入学生から年次進行により段階的に適用されたことから、2013年4月以降に1年次で「現代社会」を履修させる高等学校において、人間としての在り方生き方に関する教育の更なる充実がなされることとなった。

しかし、全体計画により効果的な道德教育が実際に

多くの高等学校で行われているかといえば、そうとは言えないだろうと、2013年筆者論文では指摘した。志村(2012)は山梨県の高等学校の状況について、「道徳教育の充実が叫ばれてから日が浅く、これまでの成果や蓄積が乏しいため、また校種の違いや地域性などにより、高等学校の現場では、日々の試行錯誤・修正を余儀なくされ、全体計画をもとにしたそれぞれの活動が有効に機能していない現状が認められる。」(1頁)と述べて、全体計画により効果的な道徳教育が行われているとは言えないことを報告している。青森県内をはじめとする全国の多くの高等学校でも、同じような状況であると思われた。

他方、特別活動における人間としての在り方生き方に関する学習の充実も、道徳教育の全体計画と同様にまだ『旧学習指導要領』が先行実施されて間もないことや、もともと小・中学校と異なり高等学校では授業としての「道徳の時間」がなく、高等学校における道徳の授業の実践例に乏しいということもあり、取組は低調であることが予想された。

さらに、公民科の「現代社会」において人間としての在り方生き方に関する教育の充実を図ることは、2013年4月の入学生からであり、従来から公民科の「倫理」、特別活動と並んで現代社会が人間としての在り方生き方に関する教育の中核的な指導の場面と位置付けられてはいたものの、「現代社会」で人間としての在り方生き方について考察させる時間を十分に確保することは、実践例の乏しさに加えて平成11年告示『高等学校学習指導要領』による教科書の内容構成の面からも多くの学校でなかなかできなかったのではないかと思われた。

以上、

- ①全体計画により効果的な道徳教育が行われているとは言えないこと
 - ②特別活動における人間としての在り方生き方に関する学習が低調であること
 - ③公民科の「現代社会」において人間としての在り方生き方に関する教育が十分に行われていないこと
- この3点の仮説について、県立高等学校の地理歴史科・公民科教員へのアンケートを行うとともに各校から提出された道徳教育の全体計画を検討することで立証しようというのが、2013年筆者論文の目標であった。そして、この仮説立証は青森県の高等学校道徳教育の現状を明らかにすることにつながり、ここから課題も明らかにできると考えたのである。

(2) 調査方法

ア 道徳教育に関するアンケート

青森県の県立高等学校地理歴史科・公民科教員全員を対象に、道徳教育に関するアンケートを実施した。地理歴史科・公民科教員を対象としたのは、『旧学習指導要領』解説公民編で、「特に、公民科の「現代社会」及び「倫理」には、それぞれの目標に「人間としての在り方生き方」を掲げており、これらを中核的な場面として重視し、道徳教育の目標全体を踏まえた指導を行う必要がある。」と述べられており、公民科教員が県立高等学校における道徳教育の中心を担うことが期待されていた。また、地理歴史科の多くの教員が公民科の現代社会や倫理を担当することは、学校現場ではしばしばあり、このことをアンケートで調査したところ、「現代社会」では45%の教員が「今年度、現代社会を担当している」と回答し、半数以上の教員が「今年度は担当していないが、これまでに現代社会を担当したことがある」と回答していた(図1)。こうしたことから、今回のアンケートの対象を、地理歴史科・公民科教員としたのである。

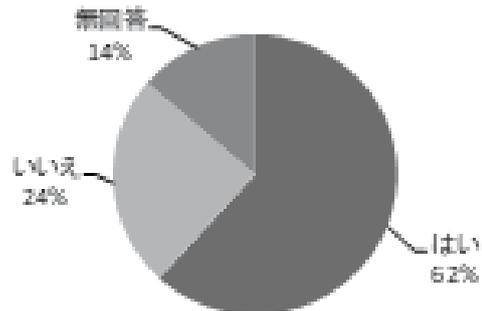


図1 今年度は担当していないが、これまでに「現代社会」を担当したことがあるか、という質問への回答結果

アンケート実施時点で県立高等学校地理歴史科・公民科教員は、教諭と常勤の臨時講師をあわせて247名であり、このうち233名から回答が得られた。回収率は94.3%であった。

アンケートは、『旧学習指導要領』における道徳教育の内容が、どの程度教員に認知されているか、ということ、「現代社会」・「倫理」・「ホームルーム活動」・総則の道徳教育の各分野について尋ねた後、道徳教育の全体計画、道徳教育の必要性、そして中学校の「道徳の時間」及び高等学校向け道徳教育の教材について尋ねる内容となっていた。

イ 各校から提出された道徳教育の全体計画

道徳教育の全体計画が、本県の県立高等学校で作成されたものにどのような特徴があり、上記の課題との関連はどうなっているのかを知るために、当時の県立

高等学校80校から青森県教育委員会に提出された道徳教育の全体計画について、内容を検討した。

(3) 2013年筆者論文における研究のまとめ

道徳教育に関するアンケートと道徳教育の全体計画から、それぞれの仮説を検討すると、以下ようになった。まず「①全体計画により効果的な道徳教育が行われているとは言えないこと」については、道徳教育の全体計画の活用が進んでいない、ということであった。アンケートで、『旧学習指導要領』の先行実施により、2010年4月から各学校で道徳教育の全体計画が作成されているが、このことが新たに規定されたことを知っているか、という質問をしたところ、「はい」という回答は67%にとどまった。また、自校の道徳教育は、全体計画のもとに計画的に推進されているかを尋ねたところ、「はい」という回答は45%と半分以下にとどまった。

一方、道徳教育の全体計画を検討したところ、「生徒の実態や発達の段階」について記載のなかった高等学校が19校あった(資料1)。「生徒の実態や発達の段階」に基づかずに重点目標が作成されると、目標が学校の実態に即したのではなく、一般的なものになってしまう、目標が焦点化されず効果的な道徳教育が行われない可能性があると考えられた。

資料1 各校から青森県教育委員会に提出された道徳教育の全体計画の特徴

- 生徒の実態や発達の段階の記載
「あり」61校 「なし」19校
- 重点目標の文言が『旧学習指導要領』のものと同じかどうか
「同一」11校
「同一ではない」69校

また、重点目標の文言が『旧学習指導要領』のものと同じである全体計画も11校あった(資料1)。「学校の教育目標」、「学校や地域の実態と課題」及び「生徒の実態や発達の段階」等に基づきながら重点目標を立てていけば、学校それぞれで必然的に重点目標は異なってくる。こうした重点目標に向けて道徳教育が行われれば効率的な指導が期待された。しかし、道徳教育全般についてまとめられた『旧学習指導要領』の文言そのままを重点目標にしていれば、学校課題に即した道徳教育が効果的に行われないことが考えられた。

以上のことから、全体計画が作成されていることや

全体計画に示されている重点目標の認知度が低く、全体計画に沿った道徳教育推進に向けた取組は低調であった。また、「生徒の実態や発達の段階」について記載がなかったり、重点目標の文言が『旧学習指導要領』のものと同じである全体計画も散見され、全体計画が形式的なものとなっている学校も、一部存在する可能性があった。こうしたことから、全体計画により効果的な道徳教育が行われているとは言えない、とした。

「②特別活動における人間としての在り方生き方に関する学習が低調であること」については、アンケートで、公民科同様道徳教育の中核と位置付けられている「ホームルーム活動」について、人間としての在り方生き方の指導が行われるようにすることと規定されていることを知っているか尋ねたところ、「はい」と回答した教員は8割近くに達し、多くの教員が認知していた。

「ホームルーム活動」については、先行して2010年度から『旧学習指導要領』が実施されていることから、これに沿って道徳教育の趣旨を盛り込んだ指導を計画的、発展的に実施したことがあるかについても質問した。これに対しては、「はい」と回答した教員は39%にすぎなかった(図2)。

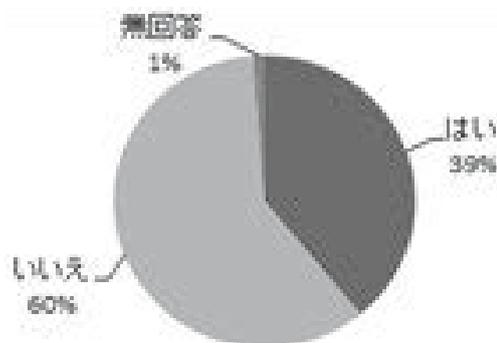


図2 「ホームルーム活動」で、これまでに道徳教育の趣旨を盛り込んだ指導を計画的、発展的に実施したことがあるか、という質問への回答結果

「ホームルーム活動」で人間としての在り方生き方の指導を行うべきであることは多くの教員に認知されていても、実際に実施したことがあるかについては、「はい」と回答した教員は4割にも満たないということは、「ホームルーム活動」に代表される特別活動での人間としての在り方生き方に関する学習が低調であることを示していた。

「③公民科の「現代社会」において人間としての在

り方生き方に関する教育が十分に行われていないこと」については、「現代社会」が道徳教育の中核的な指導の場面であることの認知度が低い、ということであった。アンケートで、「現代社会」は道徳教育の中核的な科目となっていることから、『旧学習指導要領』で「中学校社会科及び道徳…との関連を図る…」(3内容の取扱い(1)ア)となっており、これに関わる質問で、現代社会は中学校の「道徳の時間」との関連を図って指導することを知っているかという質問に回答した教員は54%であった。これは、非常に認知度が低かった。

一方、「現代社会」の目標に人間としての在り方生き方について考察することが掲げられていることを知っているかという質問に回答した教員は、9割近くに上った(図3)。

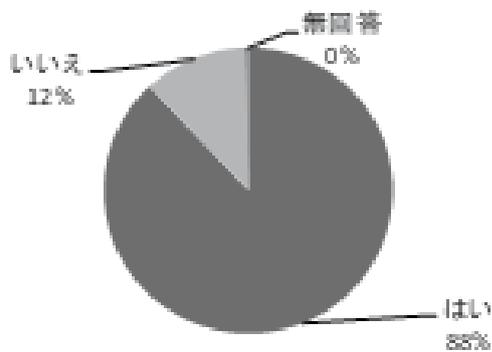


図3 「現代社会」の目標に人間としての在り方生き方について考察することが掲げられていることを知っているか、という質問への回答結果

ただ、現代社会が道徳教育の中核的な指導の場面であることを知っているか、という質問に対しては、「はい」という回答が55%に低下した。「現代社会」が人間としての在り方生き方に関する教育を目標にしていることは認知されているにもかかわらず、人間としての在り方生き方に関する教育という言葉を通じて「現代社会」に道徳教育の役割が位置付けられていることについては、教員の認知度が低かった。

高等学校における道徳教育が人間としての在り方生き方教育であり、「現代社会」で人間としての在り方生き方に関する教育が目標とされている、ということは多くの教員に認知されているのに、人間としての在り方生き方教育という言葉を通じて、「現代社会」に道徳教育の役割が位置付けられていることについては、教員の認知度が低かった。こうしたことから、公民科の「現代社会」において人間としての在り方生き方に関する教育が十分に行われていないと言える。

仮説として掲げなかったが、本研究から述べておきたいこととして、中学校の「道徳の時間」との関連を

図って指導することが困難だ、ということがある。

アンケートで、中学校の「道徳の時間」の授業を見たことがあるか、尋ねたところ、「はい」という答えは17%に過ぎなかった。ほとんどの地理歴史科・公民科教員は、中学校の「道徳の時間」の授業を見たことはなく、現代社会について中学校の「道徳の時間」との関連を図って指導することを知っているか、という質問への回答結果のところ述べたとおり、中学校の「道徳の時間」との関連を図って指導することが困難である状況を示していた。

続いて、中学校の「道徳の時間」の教材を見たことがあるか、という質問をしたが、これも「はい」という回答は22%しかなく、授業も教材もほとんどの地理歴史科・公民科教員は見ることがない、という結果となった。このような状態では、高等学校と中学校の連携を図ることは極めて困難であった。

以上、これらの仮説を本県の高等学校道徳教育の課題として捉えたとき、課題に対する試案として3つの提言をした。

提言の1つめは、負担感軽減ということに関連して、道徳教育の全体計画を各高等学校の教員全員で協議しながら作成し共有する、ということであった。生徒の実態等に基づき、学校課題を受けた重点目標を掲げる全体計画を教員全員で作成することが、重点目標を根幹とする全体計画に沿った効果的な道徳教育につながると考えられた。教員全員の協議によって全体計画が作成されれば、一部の教員だけに道徳教育の負担が偏ることを防ぎ、教員の負担感解消へとつながり、ひいては学校の教育活動全体で、組織的に道徳教育に取り組むことにつながるだろう、とした。

提言の2つめは、高等学校における道徳教育が人間としての在り方生き方教育であり、人間としての在り方生き方に関する教育を目標とする「現代社会」が、道徳教育の中核的な指導の場面であることを、地理歴史科・公民科教員に周知していく、ということであった。道徳教育というと小・中学校では「道徳の時間」というものが設定されて行われるもので、高等学校ではそうした時間もなく、それほど力を置いて指導するものではない、というような風潮があるのではないか。実際には小・中学校の「道徳の時間」を受けて高等学校における道徳教育である人間としての在り方生き方に関する教育を行うのが「現代社会」なのである。小・中学校の「道徳の時間」を引き継いで、高等学校では公民科の「現代社会」で道徳教育を行うという地理歴史科・公民科教員の意識を高められれば、「現代社会」が道徳教育の中核的な指導の場面であることの

認知度は上がり、実践も増していくはずである。事実これまでも「現代社会」では、先哲の思想の学習などを通じて、人間としての在り方生き方に関する教育を行ってきた蓄積がある。これに中学校の「道徳の時間」の授業や教材についての知見が加われば、それほど負担感なく地理歴史科・公民科教員による道徳教育は行われると考えた。

提言の3つめは、中学校の「道徳の時間」との関連を図るためにも、早急に中学校の「道徳の時間」の授業や教材について、高等学校の教員が研修する場を設定する必要がある、ということだった。「高等学校には『道徳の時間』がないから」という理由からか、高等学校教員が道徳教育の研修を受ける機会は、極めて限られている。高等学校教員、とりわけ地理歴史科・公民科教員が道徳教育の研修を受ける機会を、各高等学校が校内研修レベルで設定できるような仕組みを整えることが求められる、とした。

3 『現学習指導要領』での道徳教育と科目「公共」の設置、『現生徒指導提要』と道徳教育

2013年筆者論文当時の『旧学習指導要領』から、2018年には『現学習指導要領』へとかわり、高等学校道徳教育もそれに伴い、従来の「人間としての在り方生き方教育」が踏襲される一方、道徳教育の全体計画の作成に加えて道徳教育推進教師についても規定し、より一層の道徳教育充実を図られたことは、「1 はじめに」で述べたとおりである。このような道徳教育の充実は、もちろん高等学校だけではなく小学校や中学校における道徳教育においても図られたわけだが、その最も顕著なものは、従来の「道徳の時間」に代わる「特別の教科 道徳」(道徳科)の実施である。

2017年告示の『小・中学校学習指導要領』で規定された「特別の教科 道徳」は、すでに2013年に発足していた教育再生実行会議が、同年に発表した提言「いじめ問題等への対応について」で、「道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う」として、すでに構想されていた。そして2014年、中央教育審議会が出した答申「道徳に係る教育課程の改善等について」で、「道徳の時間」から「特別の教科 道徳」(仮称)への『学習指導要領』改善の方針が出された。翌2015年、学校教育法施行規則と『小・中学校学習指導要領』の一部改正により、「特別の教科 道徳」として道徳の教科化が実現した。

「特別の教科 道徳」は現在、2017年告示の『小・中学校学習指導要領』の下で実施されている。「特別の教科 道徳」では、教科用図書検定に合格した教科

書を使用する一方、単なる資料読み取りでなく「考え、議論する」授業方法が求められている。また評価は、各児童・生徒の個人内評価として記述式で行い、入試の合否判定にも使わないとされている。

こうした小・中学校での「特別の教科 道徳」実施による道徳教育の充実と軌を一にした動きが、高等学校における道徳教育の充実であったわけだが、先に述べた道徳教育推進教師のほかに、もう一つ高等学校道徳教育の充実に向けた大きな変化があった。それが、公民科における必履修科目「公共」の新設である。

『現学習指導要領』では、公民科の必履修科目「現代社会」に代わり「公共」が設置された。「公共」は、その目標や内容で「現代社会」のものを多く引き継いでいるが、新たに設定されたものも少なくない。その中で、特に道徳教育に関わるものについて見てみると、「2 内容 A 公共の扉 (2) 公共的な空間における人間としての在り方生き方」を設けて、『旧学習指導要領』の「現代社会」で「2 内容 (2) 現代社会と人間としての在り方生き方」で示していた高等学校道徳教育の「人間としての在り方生き方教育」の内容を継承・発展させた。「現代社会」の文言は単に内容が羅列されていたものであったが、「公共」のそれは内容とともに身に付けなければならない知識及び技能と、思考力・判断力・表現力が、課題を追究したり解決したりする活動や考察する活動といった具体的な方法とともに示された。

また『現学習指導要領』の「公共」では、「3 内容の取扱い (2)」で、「指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。ア…道徳教育の目標に基づき、この科目の特質に応じて適切な指導をすること。」(文部科学省 2018 81頁)という、「現代社会」にはなかった文言が新設された。つまり、高等学校道徳教育の中核的な役割を「公共」が担うということが、明確化されたのである。

このように、『現学習指導要領』で設けられた「公共」は、より一層の高等学校道徳教育の充実に向けた内容になったと考える。

さらに、2010年に作成されていた『生徒指導提要』が2022年に改訂され、『現生徒指導提要』となったが、「道徳の時間」が「特別の教科 道徳(道徳科)」となったことを受けて、「第2章 生徒指導と教育課程」に「道徳科を要とした道徳教育における生徒指導」という節が設けられ、道徳科と他の教育活動との関連の充実と生徒指導という内容が追加された。これは、学校の教育活動全体で行われる道徳教育と生徒指導が関連することで、複雑化、深刻化する生徒指導上の課題に対応

するというもので、生徒指導側から示された道德教育充実への動きであった。

4 全ての教員が協力して展開する高等学校道德教育に向けて

(1) 2013年筆者論文を2024年から見直す

2013年筆者論文では、高等学校道德教育の柱である人間としての在り方生き方教育ということは、地理歴史科・公民科教員を中心に相当程度認知されている、とした。しかし、2009年の『旧学習指導要領』で盛り込まれた道德教育の全体計画作成を通じて、教員全員が学校の教育活動全体で組織的に道德教育に取り組むというところまでは、道德教育の全体計画作成が示されてから日が浅いこともあり、まだ道德教育の全体計画の活用が進んでいないと述べた。

2018年に『現学習指導要領』となり、それから6年経過した2024年現在、道德教育の全体計画は高等学校現場に定着しているように思われる。「学校における道德教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図る」という『旧学習指導要領』の方針も『現学習指導要領』に踏襲され、道德教育の一層の充実を図るために道德教育推進教師を各学校に置き、小・中学校の「特別の教科 道德」の実施と軌を一にして高等学校道德教育の一層の充実を図ることをふんだんに内容として盛り込んだ「公共」が新設された。

しかし、現在学校現場に身を置いている感覚としては、道德教育の全体計画を活用して、「学校における道德教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図る」ことができているとは、やはり言えないだろう。2013年筆者論文で提言させていただいた、教員全員が、道德教育に関する委員会や職員会議を通じて生徒の実態や学校課題を確認し、これらを踏まえた重点目標を掲げる道德教育の全体計画を作成し共有する、ということは、残念ながら2013年以降に勤務したいずれの学校でも実現できていない。現在勤務する学校は、校内研修の回数が極めて多い学校であるが、学力差のある多様な生徒への学習指導や、いじめや不登校など生徒の学校生活のトラブルに対応するための生徒理解についてを研修の柱にせざるを得ず、道德教育の研修に時間を割くことができていない。おそらくこの状況は、青森県内の他の高等学校でも同様であろう。

また、特別活動における人間としての在り方生き方に関する学習が低調であることや、公民科において人間としての在り方生き方に関する教育が十分に行われ

ていないこと、そして「道德の時間」から教育課程に位置付けられた小・中学校の「特別の教科 道德」との関連を図って指導することが困難な状況も、やはり本県の高等学校で改善されているという感覚はない。これらの課題に対する試案として、2013年筆者論文において、人間としての在り方生き方に関する教育を目標とする「現代社会（現・公共）」が、道德教育の中核的な指導の場面であることを、地理歴史科・公民科教員に周知していくことと、中学校の「道德の時間（特別の教科 道德）」の授業や教材について、高等学校の教員が研修する場を設定することを提言した。しかしながら、前者は地理歴史科・公民科教員のみに限定されるものではなく、全ての教員に周知されなければならないし、そもそも道德教育の中核的な指導の場面は、地理歴史科・公民科教員が担当する「公共」だけではなく、全ての教員が担当する「ホームルーム活動」などの特別活動もなのだから、全ての教員が高等学校の道德教育である人間としての在り方生き方に関する教育を認知して実践する必要がある。また後者についても、私の知る限り道德教育についての中高連携が推進されている状況は、青森県内では見られない。

2013年筆者論文のために行ったアンケートでは、自校の生徒に対して、道德教育を行うことは必要であると思うか、という質問も行ったが、「はい」という回答は95%となり、道德教育が必要であるとする回答は高い割合を示す結果となった。道德教育の全体計画に関する質問については、認知度が低く取組も低調であるという結果であったのとは対照的に、道德教育が必要であるという教員の思いは非常に強かった。

志村（2012）が山梨県の高등학교で行った調査でも同種の質問（「自校の高校生に対して、道德教育の必要性を感じるか」）があり、自校の生徒の道德教育の必要性について、アンケートをとった山梨県内の県立高等学校の教員110名のうち、92.4%が必要と感じていた。青森県の教員の回答結果とほぼ同じ割合である。このことから志村は、「高等学校においても、道德心や規範意識の向上を意図して、何らかの対策を講ずるべきだ」という意見が強い」（2頁）と述べている。

さらに、道德教育を学校の教育活動全体を通じて行うことを知っているかという質問もしたが、「はい」の回答は94%と、極めて高い割合となった。前述したように、アンケートの最後に、自校で道德教育を推進する上でどのような課題があるかを自由記述で回答してもらったところ、学校の教員全体が共通理解をもって道德教育に取り組むことが必要、という回答や、特定の教科の教員やホームルーム担任だけが道德教育を

行うことになるのは問題だ、という趣旨の回答が16例あった。学校の教育活動全体で、組織的に道德教育に取り組む必要性を、多くの教員が感じているからこそ、これだけ高い認知度となったように思われた。

こうした、道德教育を行う必要性や学校の教育活動全体を通じて行うことの必要性の実感は、地理歴史科・公民科の教員に限らず現在の多くの高等学校教員においても同じであると思われる。現在勤務する学校の教員に聞いても、道德教育を学校の教育活動全体を通じて行う必要性を、誰も認めていた。いじめ問題やSNSをめぐる生徒間のトラブルなどが数多く発生している学校現場で、「道德教育を行わなければならない」という思いを持つ教員は数多くいて、道德教育を学校の教育活動全体を通じて行う下地はあるといえる。では、高等学校における道德教育の充実を目指して全ての教員が実際に道德教育に取り組む意識を高めていくためには、どのような方策を考えるべきなのか。

(2) 道德教育の校内研修

まず、2013年筆者論文で試案として提言させていたことを、教員が実践にこぎつけるための仕組みづくりが必要である。前述したように、学力差のある多様な生徒への学習指導や、いじめや不登校など生徒の学校生活のトラブルに対応するための生徒理解についてなど、現在様々な問題を抱えている高等学校教員が研修で学ぶべきことは多い。その中であって、年1回は道德教育についての学校全体の研修を必修化し、道德教育の全体計画を校内の教員全員で作成したり、中学校の「特別の教科 道德」の授業や教材について研修することを、道德教育推進教師が中心になって取り組む。2024年現在、青森県教育委員会は県立学校に、危機管理に関する校内研修を必修化しているが、このような仕組みを、道德教育についても整えていくのである。

また、高等学校道德教育の中核的な指導の場面である公民科の「公共」の授業についての研修も、もちろん欠かせない。『現学習指導要領』の「公共」では、「2 内容 A 公共の扉 (2) 公共的な空間における人間としての在り方生き方」において、授業内容とともに身に付けなければならない知識及び技能と、思考力・判断力・表現力が、課題を追究したり解決したりする活動や考察する活動といった具体的な方法とともに示されたことは、既に述べたとおりである。これを手がかりに、「公共」の授業を担当する地理歴史科・公民科教員の授業実践が校内研修の一環として各高等学校で行われる、ということである。筆者が勤務して

きた学校では、いずれも1年に1回は、各教科で公開授業の形での研修が必修とされていた。公民科においては、研修のテーマとして、人間としての在り方生き方教育（高等学校道德教育）を必ず掲げて、授業実践を行っていくのである。

(3) スクール・ポリシーを視野に入れた道德教育の全体計画の作成

校内研修で道德教育の全体計画を作成するにあたり、要となる重点目標を設定するにあたって2013年筆者論文では、「学校の教育目標」、「学校や地域の実態と課題」及び「生徒の実態や発達の段階」等に基づきながら重点目標をたてていけば、学校それぞれで必然的に重点目標は異なり、こうした重点目標に向けて道德教育が行われれば効率的な指導が期待される、とした。現在においても、この手法は有効であると考えられるが、一方で近年の「学校の教育目標」に関する変化も視野に入れる必要がある。それは、全国の高等学校にスクール・ポリシーの策定・公表が求められている、ということである。

高等学校の特色化・魅力化や、多様な学習ニーズへの対応といったことを背景として。2021年、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」が公布され、「学校教育法施行規則」に「第103条の2」が追加された。これは高等学校が、一 高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針、二 教育課程の編成及び実施に関する方針、三 入学者の受入れに関する方針を定め、公表するというもので、この3つがスクール・ポリシーである。青森県教育委員会も2023年、各校に求められる役割や目指すべき学校像等をスクール・ミッションとして定め、それをもとに県立高等学校はスクール・ポリシー並びに教育活動全体をイメージ図で表したグランドデザインを設定した。

筆者が勤務した学校では、このスクール・ポリシー設定にあたって、各学年・分掌の代表者からなるワーキング・グループを設置して検討し、それを全教員出席の職員会議で諮るという手続きを踏んで職員に周知していった。多くの青森県立高等学校も、同様の動きでスクール・ポリシーを設定したと思われる。よってスクール・ポリシーには、校訓などの「学校の教育目標」以上に現場の教員の生徒や学校に対する思いが込められていると考える。

このスクール・ポリシーを、道德教育の全体計画作成で重点目標を設定するにあたり、「学校の教育目標」、「学校や地域の実態と課題」及び「生徒の実態や発達

の段階」等とともに活用していくのである。

(4) 総合的な探究の時間と道德教育

高等学校道德教育である人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面は、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動であることは、「1 はじめに」で述べたとおりである。2013年筆者論文はこれを重視した内容となっていたわけだが、そもそも高等学校における道德教育は、学校の教育活動全体、すなわち各教科に属する科目、総合的な探究の時間及び特別活動で行われるべきものであることも、「1 はじめに」で述べた。そしてこの学校の教育活動全体を、道德教育の全体計画に位置付けていくことになるわけで、決して公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動のような中核的な指導の場面だけで高等学校の道德教育が完結するわけではない。

2013年筆者論文では、特別活動での道德教育への取組については論じたが、各教科に属する科目や総合的な探究の時間における道德教育への取組については触れておらず、全ての教員が実際に道德教育に取り組む意識を高めていくということを考える際、各教科に属する科目や総合的な探究の時間における道德教育への取組について確認する必要がある。

各教科に属する科目での道德教育への取組については、道德教育の全体計画を作成していく際に、それぞれの特質に応じて内容を検討することになるが、このことについては別な機会に論じることとし、ここでは総合的な探究の時間における道德教育への取組について確認しておく。

近年の課題研究・探究活動の重視に伴って、総合的な探究の時間への取組が各高等学校で活発化している。生徒それぞれの課題研究・探究活動に対応するため、これまで筆者が勤務してきた学校では、全ての教員が総合的な探究の時間に関わっていた。この総合的な探究の時間を道德教育に位置付けることで、全ての教員が実際に道德教育に取り組む意識を高めるのである。

青森県教育委員会では、総合的な探究の時間や課題研究の時間等において、各校の大テーマのもとに、生徒一人一人が個々に課題を設定し、課題研究や探究活動を行う「あおり創造学」を2022年より実施しており、2023年からは全県立高等学校の全課程の生徒による取組となっている。筆者の勤務校は総合学科の高等学校で、1年次では総合的な探究の時間に代わる総合科目「産業社会と人間」が設定されており、ここで「あおり創造学」への取組を行っている。勤務校では、この取組として地域課題解決に向けての研究や起業家

教育を実施している。他の県立高等学校も、同様の取組を行っている学校が多いと思われるが、これに道德教育を位置付けるのである。

「あおり創造学」の目的の一つに、生徒一人一人の「ふるさとあおり」への愛着や誇りを醸成するということがある。これは、『現学習指導要領』総則にある、「道德教育を進めるに当たっては、…伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る…こと」(文部科学省2018 19頁)に他ならない。このように、「あおり創造学」が道德教育に位置付けられることを、教員が意識して教育活動に取り組んでいくのである。

また、課題研究・探究活動で生徒は、成果発表に向けて多くのデータを収集して考察を行うことになるが、データ収集の際には多くの生徒が1人1台端末で貸し出されている情報機器を用いる。この情報機器による情報収集や処理、そして成果発表に向けて情報を活用するにあたり、生徒には情報モラルが問われることになる。もちろん、教科「情報」をはじめとして、様々な場面で生徒は情報モラル教育を受けているが、情報モラル教育はネットいじめから著作権問題に至るまで幅広い分野に至る。特に課題研究や探究活動で必要な情報モラルについて、生徒が総合的な探究の時間で学習することも、総合的な探究の時間を道德教育に位置付けることにつながる。

(5) 生徒指導と道德教育－『現生徒指導提要』を糸口

筆者は、(2)～(4)の取組もさることながら、生徒指導の側面から道德教育にアプローチしていくことこそ、全ての教員が実際に道德教育に取り組む意識を高めていくことにつながると考える。これについては、2022年に改訂版が出された『現生徒指導提要』に、その方策の糸口が示されている。

同書では、「道德科を要とした道德教育における生徒指導」の節で、「高等学校における道德教育は、人間としての在り方生き方に関する教育として各教科等の特質に応じ学校の教育活動全体を通じて、生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し豊かな自己形成を図ることができるよう、適切な指導を行うこととされています。…道德教育と『児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達と、同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支える』ことを目的とする生徒指導を相互に関連させることが重要です。」(文部科学省2022 48頁)とあり、さらに「道德教育と生徒指導の

相互関係」の節で、「道德教育と生徒指導は、以下のような点で密接な関係にあります。例えば、道德教育において児童生徒の道德性が養われることで、やがて児童生徒の日常生活における道德的実践がより確かなものとなり、ひいては自己実現にもつながるため、生徒指導が目指す「社会の中で自分らしく生きることができる存在へと児童生徒が、自発的・主体的に成長や発達」することを達成できることとなります。逆に、児童生徒に対する生徒指導が徹底されれば、児童生徒は望ましい生活態度を身に付けることになり、これは道德性を養うという道德教育のねらいを支えることとなります。したがって、道德教育で培われた道德性を、生きる力として日常の生活場面に具現化できるよう支援することが生徒指導の大切な働きとなります。」(同上 49頁)としている。

道德教育が道德性の育成を直接的なねらいとしている点を除けば、道德教育と生徒指導はいずれも生徒の人格のよりよい発達を目指すものであり、学校の教育活動全体を通じて行うという点で共通している。

これまで筆者が勤務してきたいずれの高等学校も、生徒指導には極めて力を入れてきていた。教科・科目などの分け隔てなく全ての教員が取り組むことになる生徒指導から、道德教育へのアプローチを強化するということが、まずは全ての教員が協力して展開する高等学校道德教育の第一歩につながるのではないか。例えば、ネットいじめなどの情報モラルについての生徒指導を全ての教員が取り組み、それを人間としての在り方生き方教育に関する指導の中核的な場面である公民科の「公共」及び特別活動に連携させていく、という具合である。

『現生徒指導提要』でも、「道德科と他の教育活動との関連の充実と生徒指導」の節で、「…道德科を要とする道德教育と生徒指導、両者の相互の関係をさらに一歩進めて、道德科の授業の一層の改善充実を図り、確かな道德性の育成に支えられた発達支持的生徒指導の充実が求められています。特に、生徒指導上の課題の防止や解決につながる道德性を養う上で、道德教育の要となる道德科と各教科等をはじめとする他の教育活動との関連を相互に図り、学校の教育活動全体として効果的に取り組むことが重要です。」(同上 52頁)とある。「道德科」のない高等学校においてこの文章は、「道德科」を、道德教育の中核的な指導の場面である公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動に読み替えることになる。「(2) 道德教育の校内研修」で述べたように、「公共」の授業についての研修で授業の一層の改善充実を図りながら、対症療法の生徒指導だ

けでなく「発達支持的生徒指導の充実」につなげ、生徒指導上の課題を防止する。道德教育側からの取組だけでなく、生徒指導側からの取組を道德教育につなげることで、全ての教員が道德教育に携わるとともに、道德教育をよりよく展開していくためにも全ての教員が道德教育に取り組む意識が高まることにつながると考える。

5 おわりに

2013年筆者論文から10年以上が経ち、高等学校道德教育の充実がより求められる中、全ての教員が協力して展開する高等学校道德教育に向けて、2013年筆者論文の試案を実践につなげることはもちろん、スクールポリシーを視野に入れた道德教育の全体計画の作成、総合的な探究の時間における道德教育の実践が必要である。そして、何よりも生徒指導の側から高等学校道德教育にアプローチすることで、道德教育のよりよい展開に向けて全ての教員の道德教育実践に対する意識が高まり、その実践が展開されていくことが期待できる。そうした実践のあり方を学校現場の実情に即して具体的に考察していくことが今後の課題である。

【謝辞】

本論文執筆にあたり、福島裕敏氏(弘前大学教育学部教授)から助言を得た。この場を借りて深く感謝申し上げます。

〈引用文献・引用URL〉

- 志村憲一(2012) — 「高等学校における道德教育の検証、及びホームルーム活動における道德的実践力を高める指導法の研究—自らの考えを深め、道德的心情と道德的実践力を高める—」『山梨県総合教育センター 平成23年度 研究紀要』
<http://www.ypec.ed.jp/center/kenkyukaihatu/22/kiyou/H23/23kiyoucd/7shimura.pdf>
- 田澤和康(2013) — 「本県の県立高等学校における道德教育の現状と課題—公民科とホームルーム活動を中心に—」『青森県総合学校教育センター 平成24年度 研究紀要』
https://kenkyu.edu-c.pref.aomori.jp/cabinets/cabinet_files/download/20/11fb33fdfe6f25ebaf75189e270bb89?frame_id=624
- 文部科学省(2009) — 『高等学校学習指導要領(平成21年)』
 文部科学省(2018) — 『高等学校学習指導要領(平成30年)』
 文部科学省(2022) — 『生徒指導提要 改訂版(令和4年)』